

番 号 : 170117

国 名 : フィリピン

担当部署 : 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名 : 経済特区との連携による産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト詳細計画策定調査 (産業振興/評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 産業振興/評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年5月中旬から2017年7月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 0.70M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 7日 現地業務期間 21日 整理期間 7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月19日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月12日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	産業振興、貿易・投資促進等に関する業務
対象国/類似地域	フィリピン/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

フィリピンでは、度重なる政局の悪化や電力・道路・港湾などのインフラ整備の遅れもあり、1980年代以降、外資導入による輸出志向型工業化を通じて製造業を強化してきたASEAN諸国に比べ、製造業発展において後れをとったが、2010年に就任したベニグノ・アキノ大統領は、製造業の強化や海外直接投資(FDI)の受入を積極的に進め、製造業セクターの成長率は微増傾向にある。一方で、過去の政策において外国投資を地場産業に連関させる施策がとられてこなかったことや、財閥企業の投資が製造業以外に向かう傾向があったこと、中小企業の資金アクセスが制約されていることなどから、他の先進ASEAN諸国と比較しても、裾野産業が十分育っていないとされる。

このような背景を受けて、フィリピン政府は国内産業の競争力を高めASEAN地域経済統合のメリットを活かし、また地場産業への影響を軽減するために、「総合国家産業戦略 (Comprehensive National Industrial Strategy - CNIS)」「製造業復興プログラム (Manufacturing Resurgence Program - MRP)」「産業ロードマッププログラム (Industry Roadmap Program)」など各種の産業政策を打ち出している。これらの政策では、国際分業体制が進む世界経済において、フィリピンがサプライ・バリューチェーンへ参画していくことが産業競争力強化のための課題であるとしている。特に国内中小企業と国内・海外大企業とのリンケージ強化は、技術・スキルの移転、教育と労働市場のミスマッチの解消、中小企業のサプライ・バリューチェーンへの参加などに寄与することから、重要性が高いとされている。

産業人材育成の観点からは、フィリピンは生産年齢人口比率が高いことから、労働力が経済成長を後押しする人口ボーナス期が当面続くことが予測されているが、一方で失業率は近隣諸国に比して高く、生産年齢人口の増加に雇用の創出が追いついていない。失業者の半数を占める若年層では、中等・高等教育過程を修了しても就業機会の確保まで数年を要するケースが多く、職業技能・技術と産業界のニーズとのミスマッチが生じていると考えられる。また、現地に進出している日系企業からも、職業訓練機関や高等教育機関等における教育の質を問題視する企業が少なくなく、より産業界のニーズに応える職能や教育訓練の提供が必要とされている。

こうした観点から、貿易産業省は、産業界の人材ニーズ、政府の産業人材育成に係る施策と、国内中小企業と国内・海外大企業とのリンケージ強化プログラムを結び付け、従来より効果的な新しい産業人材育成モデルを構築することを目的に、我が国に本プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは詳細計画策定調査を行うこととした。

本詳細計画策定調査は、プロジェクトの要請背景、内容を確認し、実施機関である貿易産業省や関係機関との協議を通じて、協力計画を策定しプロジェクト内容について基本合意を得るとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等や他の業務従事者と協議・調整しつつ、担当分野に関する協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。帰国後は担当分野に関する詳細計画策定結果(案)を執筆する。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年5月中旬～5月下旬)
  - ①既存の文献や資料を整理し要請背景及び内容を把握する(フィリピン政府の政策文書、関連報告書、議事録など)。特に、JICAが実施した「フィリピン国 産業人材育成にかかる情報収集・確認調査」、及び「フィリピン国 中部ルソン・カラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に係る情報収集・確認調査」の結果について内容を確認し、現地調査で収集すべき情報の洗い出しを行う。
  - ②JICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、調査団が現地調査で収集すべき情報を検討し、

フィリピン側関係機関、企業に対する質問票（英文）を作成する。なお、質問票を事前にフィリピン側に配布する必要がある場合は、フィリピン事務所を通じて対応する。

- ③ JICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から協力の枠組（案）の作成に協力する。
- ④ JICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程の作成に協力する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

## （2）現地派遣期間（2017年5月下旬～6月中旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② 上記（1）①～⑤を踏まえ、質問票への回答を回収し取りまとめつつ、現地調査を実施する。特に以下の点について JICA 職員等や他の業務従事者と協力して情報収集を行う

### ア) プロジェクトの背景・目的・内容

参考資料等の内容を踏まえた上でフィリピン側関係機関が JICA に本プロジェクトを要請した背景、目的、内容を確認する。特に、各関係機関（貿易産業省、高等教育委員会、技術教育技能開発庁）が本プロジェクトに期待している協力について確認する。

### イ) G/P 機関におけるプロジェクト実施体制

G/P 機関となる貿易産業省内のプロジェクトの実施体制を確認する。特に、プロジェクト実施の際に事務局となると想定される貿易産業省の担当部署については、専任スタッフの配属の可能性も含め、人員体制について確認を行う。加えて、他関係機関（高等教育委員会、技術教育技能開発庁）のプロジェクトの実施における役割や、上記省庁間の連携体制について確認する。また、民間セクターの関係機関（教育機関、業界団体、個別企業）の役割、連携体制についても同様に確認する。

### ウ) 産業振興に関するフィリピン政府の政策・規制

貿易産業省が実施している産業（自動車産業や電気・電子産業、IT/BPO等）の育成に関する各種の政策、規制、施策などを確認する（例、予算、補助金、税制、環境規制、現地調達率規制、職業訓練、公的なビジネス開発サービスの提供など）。

### エ) 産業振興施策（投資促進、中小企業・地場産業振興、バリューチェーン強化やリンケージ強化等）に対する貿易産業省の施策の実施状況

他の業務従事者と協力して、産業振興のための各種施策（投資促進、中小企業・地場産業振興、バリューチェーン強化やリンケージ強化等）に関する実施状況、課題について情報収集を行う。貿易産業省の本省に加えて、対象地域における地域事務所における上記に関する産業振興施策の実施状況、課題についても確認を行う。

### オ) 産業振興施策に対する貿易産業省の実施体制

エ) を実施する担当部署を明らかにし、当該部署の役割・機能、職員数、職員の専門性、能力等について確認する。

### カ) JICA による過去の産業振興に関する協力のレビュー

JICA が過去に実施した投資促進・産業振興・輸出振興分野における実施済・実施中プロジェクトの成果および課題についてレビューを行い、成果および課題の整理を行う。

### キ) 日系・外資系企業の現地サプライヤー育成・バリューチェーン強化等に関する企業の対応状況、ニーズ

セブ及びカラバルソン地域における日系企業を中心に、バリューチェーンの強化や現地サプライヤー育成に関する対応状況や今後のニーズ等について、個別企業毎に聞き取り調査を行う

- ・ 現地サプライヤー育成ニーズの概要
- ・ 本プロジェクトに期待するサプライヤー指導の内容

### ク) 現地企業の技術・技能向上ニーズ

現地企業の技術・技能向上ニーズ等について個別企業毎に聞き取り調査を行う。

- ・ 主要取引先及び外資企業との取引拡大又は開始の希望

- ・外資企業との取引拡大のために、又は新規取引開始のために障害となっていること（品質、価格、納期、その他）
  - ・現在又これまでに実施している技術・技能向上の取り組み、人材育成の取り組み
  - ・自社ビジネス拡大のために利用している政府等による補助制度（補助制度、低利融資制度等）
  - ・自社の技術・技能向上のために利用している外部機関（コンサルタント、訓練機関、技術指導機関等）の有無とその評価
- ③上記②の調査結果を評価 5 項目の観点から分析し、協力の枠組（案）の精緻化のための調査団内の議論に参加する。
- ④フィリピン側関係者との協力の枠組に関する協議に参加するとともに、Record of Discussions (R/D)（案）やMinutes of Meetings (M/M)（案）の取りまとめに協力する。
- ⑤担当分野に関する現地調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017年7月上旬～7月中旬）

- ①JICA職員等や他の業務従事者と協議の上、担当分野に関する詳細計画策定結果（案）を作成する。
- ②詳細計画策定結果（案）に基づき、評価 5 項目にも配慮しつつ、事業事前評価表（案）を作成する。
- ③帰国報告会に出席し、担当分野に関する調査結果を報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に関する詳細計画策定結果（案）（和文）
- (2) 事業事前評価表（案）

上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
- 航空賃及び日当・宿泊料等については、契約金額に計上することとします。  
航空経路は、日本発マニラ往復とし、最も効率的、経済的な経路とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年5月28日～2017年6月17日を予定しています。  
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 産業振興／評価分析（コンサルタント）
- エ) 産業人材育成（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム（TEL:03-5226-8057）にて配布します。
  - ・入手資料、関連議事録等
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。
  - ・フィリピン国 高等教育セクター情報収集・確認調査報告書  
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12233011.pdf>）
  - ・フィリピン国 産業人材育成にかかる情報収集・確認調査報告書  
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12283487.pdf>）

## (3) その他

- ①複数従事者の提案禁止  
業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②安全管理  
現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAフィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③不正腐敗の防止  
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上